

# 令和8年春季全国火災予防運動

令和8年3月1日(日)から3月7日(土)まで

春は、空気が乾燥し、風の強い日が多く、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性があることから、全国一斉に火災予防運動を実施します。

2月から5月は山火事が特に多く発生する季節です。この時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くという火災が発生しやすい季節です。

**林野火災注意報・警報の運用が始まります！**

林野火災への対策として諫早市、大村市、雲仙市において、**令和8年4月1日**から**「林野火災注意報・警報」の運用を開始**します。

林野火災注意報・警報の発令基準等について

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい状況	乾燥や少雨に加え、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい状況
火の使用制限	森林において屋外での火の使用等を控える (努力義務)	森林において屋外での火の使用等は禁止 (義務、罰則あり)

森林においては、下記の**火の取扱い**について制限がなされます。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれがあると認める区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※ 発令状況等の詳細については、県央消防本部ホームページでお知らせします。



(ホームページ QRコード)



## 【期間中の主な取組み】

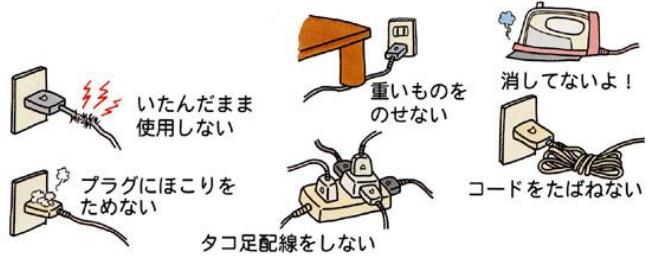
### 1 住宅防火対策の推進

近年、**電気機器** の普及により電気に関する火災が全国的に多く発生し、また**リチウムイオン**電池を含んだ製品(スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン、電動工具など)に起因する火災事例も多く見受けられます。

以下のことに留意して、電気機器を安全に使用しましょう。

#### 火災予防のポイント

- ・ プラグは定期的に乾いた布などで清掃する。
- ・ 使用しない電気機器の電源プラグは抜く。
- ・ モバイルバッテリーを使用する電気機器を、夏場の車内などの高温環境下に放置しない。
- ・ バッテリーはできるかぎり純正品を使用する。
- ・ 膨張などの変形のある又は異常に高温となるバッテリーは使用しない。



※ リチウムイオン電池火災に関する[リーフレットはこちらから](#)

その他、住宅火災から大切な命、財産を守るために、10 のポイント(「4つの習慣」・「6つの対策」)を参考として、住宅防火対策に取り組んでいきましょう。

※住宅防火 いのちを守る 10 のポイントに関する[リーフレットはこちらから](#)

### 2 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

医療機関、福祉施設、旅館、ホテル等の関係者は防火管理体制を強化することで、火災予防の徹底を図りましょう。

火災予防運動の機会を捉えて、各事業所の消防計画に基づき、建物内の点検や消防訓練の実施など、防火安全対策をさらに徹底しましょう。



### 3 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

過去10年、県央消防本部管内(諫早市、大村市、雲仙市[国見町、瑞穂町を除く])では、たき火などの焼却行為による火災が多く発生しており、火災原因の1位となっています。

年別	火災件数	過去3年のおもな出火原因								
R5	66件	1位	たき火	19件	2位	たばこ	5件	3位	灯火	3件
R6	73件	1位	たき火	16件	2位	たばこ こんろ 電気機器	4件	4位	ストーブ 灯火 火入れ 放火	3件
R7	78件	1位	たき火	12件	2位	電気機器	7件	3位	こんろ	6件

#### 《焼却からの火災を防ぐには》

##### ◆たき火などの焼却は原則禁止されています

例外的に焼却ができる場合であっても、みだりに焼却せずに近隣に迷惑とならないように配慮をお願いします。



##### 焼却を始める前に

- 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- 乾燥注意報などが出ているか、強い風が吹いている時は行わない。
- 水バケツ、消火器等による消火の準備をする。
- 消防署に届出をする。

〔※この届出書は消防機関が実施状況を把握するものであり、届け出したことで焼却行為を許可するものではありません。〕



##### 焼却をしているときに

- 火を消すまで、その場を離れないようにする。
- 火の粉が飛ばないように少しづつ燃やし、衣服などに燃え移らないように注意する。



##### 焼却が終わった後に

- 再び燃えないよう完全に火が消えたことを確認する。

※たき火などの焼却行為に関するリーフレットはこちらから

